

■ 六、通貨及び還付方法

通貨は人民元で、また、還付方法は現金と口座振替の二種類となります。
還付金額が人民元 10,000 元以内の場合では、どちらかを自由に選択することができますが、10,000 元を超える場合では、口座振替のみとなります。

海外旅行者が同政策を実施しているその他の省、市（現在は海南省、北京市）で購入し、当市の代理機構で還付申請手続きを行う場合では、代理機構が口座振替の方法で申請を行います。

★口座振替を指定した場合、中国国内の銀行にてお客様本人名義の銀聯人民元口座の開設をお勧めします。

■ 七、免税店

免税店のマーク：

退税商店
TAX FREE

免税店リスト：

免税店リストは以下のホームページをご覧ください。

上海市国家税务局 (<http://www.tax.sh.gov.cn>)

上海市商務委員会 (<http://www.scofcom.gov.cn>)

■ 八、税関検査カウンター

虹橋、浦東国際空港内の案内標識に従ってください。

■ 九、免税申請代行機構

上海浦東發展銀行上海支店

浦东发展银行
SPDB BANK

离境退税代理
TAX REFUND

浦東發展銀行免税サービスカウンター：虹橋、浦東国際空港内の案内標識に従ってください。

■ 十、詳細は以下のホームページをご覧ください

上海国家税务局 (<http://www.tax.sh.gov.cn>)

上海市商務委員会 (<http://www.scofcom.gov.cn>)

上海税関 (<http://shanghai.customs.gov.cn>)

上海市観光局 (<http://shanghaikanko.com>)



上海出国時における 海外旅行者の免税 手続きのご案内



上海市観光局

上海出国時における海外旅行者の免税手続きのご案内

■ 一、出国時における増値税免税に関する政策

海外旅行者が出国する際において、免税店で購入した免税物品についての増値税還付に関する政策です。

海外旅行者とは、中国国内での滞在期間が183日以内の外国人または香港、マカオ、台湾居住者のことを指します。

有効な身分証明書とは、海外旅行者が中国に最後に入国した日時が記してある、あるいは同日時を確認できるパスポート、また、香港、マカオ居住者、台湾居住者の大陸通行許可証のことを指します。

■ 二、免税対象商品

海外旅行者本人が免税店にて購入した免税条件に適した商品のことを指します。ただし、以下の物は対象外です。

(一)《中華人民共和国出入国禁止・制限物品リスト》に記載されている海外への持ち出しを禁止、または制限する物。

(二) 免税店で販売されている増値税免税政策に適用する商品。

(三) 財政部、税関総署、国家税務総局が規定するその他の物。

■ 三、免税条件

海外旅行者が免税を申請する場合、以下の条件を満たしていなければなりません。

(一) 同じ海外旅行者が同じ日に同じ免税店で購入した商品の合計金額が人民元500元を超えていなければなりません。

(二) 免税商品が未使用、または消費されていません。

(三) 出国日時が免税商品の購入日から数えて90日以内です。

(四) 免税品は購入した海外旅行者本人が手荷物、あるいは託送荷物として海外に持ち出さなければなりません。

■ 四、増値税還付金額の計算方法

増値税還付金額＝免税商品の販売レシート金額（増値税込み）× 還付率（11%）

実際の還付金額＝増値税還付金額－代手手数料

代手手数料＝免税商品の販売レシート金額（増値税込み）× 代手手数料率（2%）

■ 五、具体的な流れ

